

東三河若者人材確保支援事業委託業務仕様書

1 事業目的

東三河地域への就職を促進するため、地域内の大学生等に、東三河企業の技術・製品・サービスの魅力、東三河での働き方について理解を深める場を設けることで、Uターンの促進や地元定着を図る。

2 業務名

東三河若者人材確保支援事業委託業務

3 委託期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

4 業務内容

(1) 業務構成

ア 東三河の魅力・企業等広域展開事業

- | | |
|------------------------|------|
| ① 東三河の魅力企業スタディープログラム | 2回以上 |
| ② 東三河起業家マインドスタディープログラム | 1回以上 |
| ③ 東三河の魅力発信動画 | 5社以上 |

(2) 業務の詳細

ア 東三河の魅力・企業等広域展開事業

① 東三河の魅力企業スタディープログラムについて

○ 趣旨

東三河企業は知名度が低く、大企業・有名企業志向の若者の就職先として選択されにくい傾向がある。このため、東三河企業の独自技術や事業内容（製品、サービス）の魅力、またそこでの働き方、休日の過ごし方などについて、学生自ら学ぶ機会や企業の方から話を聞く機会を設けることで、東三河企業への就職を促す。

○ 内容

- ・会場実施型のセミナー及び企業説明会とし次表のとおり取り組むものとする。
- ・セミナーに係る講師の選定及び費用負担は愛知県労働協会が負担し、会場使用料等については県が負担するものとする。
- ・定員は30名以上/回とすること。
- ・ハイブリッド形式（リアル＋オンライン）や動画配信など、当日会場に来ることができない学生に対しても情報提供を図るように工夫すること。
- ・対象者に見合った広報手段（SNS、大学への広報等）を積極的に活用することで、多くの集客が得られるように工夫すること。
- ・実施にあたっては、愛知県労働協会と連携し、学生の就職準備・対策に

役立つセミナーを内容に含めて開催すること。また、学生以外のセミナー参加者が企業説明会への参加を希望した場合は、可能な限り企業と調整し、参加できるように努めること。

- ・開催時期については、地域の大学や他団体と調整し、同様のイベントと重ならないように確認したうえで日程を調整すること。
- ・参加企業及び開催内容については、事前に県と調整のうえ事業をすすめること。

形式	主対象	回数	内容	手法
会場実施型	大学生等	2回以上	東三河地域の魅力ある企業の紹介、面接での話し方講座等のセミナーなど	リアル、オンライン、ハイブリッド (リアル+オンライン)

② 東三河起業家マインドスタディープログラム

○ 趣旨

起業に関心のある学生や、将来的に起業を志す学生等に、東三河で実際に活躍している起業家の情報や起業する魅力などを伝えることで、東三河で起業する選択肢があることを学生に知ってもらい、ひいては東三河における起業文化の醸成等を促進する。

○ 内容

- ・東三河スタートアップ推進協議会と連携し、若者の起業支援に取り組む支援機関などによる講演、ワークショップ、起業環境のPRなどを実施すること。
- ・開催手法は、対面、オンライン、ハイブリッドのいずれも可とし、1回以上開催すること。なお、対面会場では、定員20名以上とすること。

※ 起業家：革新的なビジネスモデルを用いて急成長を目指す企業及びその創業者、並びにその候補者であって、企業内起業家、第二創業者及び地域課題を起業により解決しようとする者を指す。

③ 東三河の企業PR動画について

○ 趣旨

東三河の魅力ある企業説明を対面以外でも発信するため、東三河の企業PR動画を製作し、You Tube等の動画プラットフォームで広くPRを行う。

○ 製作数

- ・5本以上（1本あたり約90秒程度）とし、それぞれの動画で紹介する東三河の地域企業の業種及び地域が異なるように作成し、地域の特色を活かした内容とすること。
- ・企業PR動画は1本1企業とし、紹介する企業は①東三河の魅力企業スタ

ディーププログラムに参加した企業かつ採用 PR 動画をウェブで公開していない企業から選定し、県と協議のうえ決定する。

- ・動画作成にあたっては、事前に構成案等を県と協議したうえ、作成すること。

○ その他（共通事項等）

- ・YouTube 等への動画プラットフォームへの広告について

上記の作成した動画について一定期間を設けて、対象となる地域や年齢を絞って広告発信を行うこと。また、その効果を検証し、県に報告すること。

5 業務実施上の留意点

- (1) 本委託業務の経理を明確にするため、他の経理と区別して会計処理を行うこと。会計帳簿及び証拠書類は、事業完了後 5 年間は県の求めに応じ、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておくこと。
- (2) 業務日誌かこれに相当するものを作成すること。
- (3) 各業務の遂行にあたっては、参加者の安全に十分配慮するとともに、必要に応じ傷害保険等の保険に加入すること。
- (4) 本委託業務は国の「新しい地方経済・生活環境創生交付金（第 2 世代交付金）」を活用し実施するため、同交付金の交付要綱並びに関係する通知等の規定を遵守すること。

6 成果品（業務報告書）

- (1) 紙媒体
2 部（正本 1 部、副本 1 部）、本事業の取組について詳細に明記したもの。
- (2) 業務報告書の概要版
2 部（正本 1 部、副本 1 部）、A 3 判 1 枚程度にまとめたもの。
- (3) 電子データ（作成した動画データ、URL 含む）

7 その他

- (1) 事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (2) 専任の担当者を設置すること。（当課の他の委託業務と重複しないこと。）
- (3) 作業の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (4) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (5) 本業務の実施に起因する事故・トラブル等については、県に遅滞なく報告するとともに、受託事業者は誠意をもって対応し解決すること。
- (6) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (7) 本業務の実施にあたり、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (8) 本業務で使用する写真等について、受託事業者以外の者が著作権を保有している場合については、県と調整のうえ、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (9) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。